

防災集団移転団地の移転希望者募集

防災集団移転促進事業で整備した団地のうち、以下の団地において移転希望者を募集します。

1. 公募団地名・区画数(11団地69区画)

	団地名	区画数		団地名	区画数
①	田の浦団地	2	⑧	戸倉団地	20
②	馬場中山生活センター西団地	4	⑨	長清水団地	1
③	館浜団地	2	⑩	志津川東団地	4
④	沢木団地	12	⑪	志津川中央団地	15
⑤	歌津中学校上団地	1			
⑥	寄木・葦の浜団地	1			
⑦	清水団地	7			



2. 応募資格

- ① 不動産の売買に係る契約を締結する能力について、法令上の制限を受けていない人
- ② 破産者でない人
- ③ 税金を滞納していない人
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる項目に該当しない人

3. 募集期間 **11月16日(木)～12月15日(金)** ※土日祝日を除く

4. 提出場所 復興推進課(役場第2庁舎1階)

5. 提出書類

- 1. 移転促進団地一般参加申込書
- 2. 印鑑(認印可。浸透印は不可。)
- 3. り災証明書(半壊以上で、再建していない人のみ)
- 4. 住民票抄本(申込者のもの)
- 5. 「滞納がないことの証明書」(住居予定者全員分)
住民登録している市町村から、平成25年から29年(5ヵ年分)の市町村税(普通税)の完納証明書などを提出してください。

6. 提出方法 直接または郵送(郵送の場合は**12月15日(金)**の消印有効)

7. 宅地の決定方法 宅地決定は、以下の基準をもとに優先順位を決定します。

- (1) 1宅地に1件の申し込みであった場合は、宅地決定となります。
- (2) 1宅地に申し込みが重複した場合は、優先順位の高い方を宅地決定とします。
- (3) 1宅地に申し込みが重複した場合で、優先順位が同位だった場合は、抽選により宅地決定します。

※詳しくは、復興推進課および歌津総合支所に備え付けの募集要項で確認ください。ホームページからも確認できます。

問 復興推進課事業推進係 ☎46-1382